

第3章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

市、道及び国は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、市、道、国及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

加えて、市、道及び国は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、市は、当該地域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、市、道及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

第1節 重要警戒区域及び整備計画

1 水防区域

降雨、融雪等で河川が増水し、河川の溢流、堤防の決壊等により災害が予想され警戒を要する区域

【別冊】資料編「水防区域」のとおり

2 高波、高潮、津波等警戒区域

海岸地域で高波、高潮、津波等により災害が予想され警戒を要する区域

【別冊】資料編「高波・高潮・津波等警戒区域」のとおり

3 土砂災害（特別）警戒区域

【別冊】資料編「土砂災害（特別）警戒区域」のとおり

4 山地災害危険地区

【別冊】資料編「山地災害危険地区」のとおり

5 孤立化予想区域

雪害等により孤立化が予想される区域

【別冊】資料編「孤立化予想区域」のとおり

6 危険物、爆発物等予想区域

【別冊】資料編「危険物、爆発物等所在一覧」のとおり

第2節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び市民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 防災関係機関全般

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、市民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

(2) 国及び道

道は、国と連携して、市長及び幹部職員等を対象とした研修を実施し、国及び地方公共団体の災害対応能力の向上に努めるものとする。

(3) 市及び道

ア 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。

イ 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

ウ 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

エ 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

2 配慮すべき事項

(1) 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓を踏まえ、複合災害時における市民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

(2) 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(3) 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

(4) 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進にも努めるものとする。

- (5) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- (6) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- (7) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- (1) 各種防災訓練の参加普及
- (2) ラジオ・テレビの活用
- (3) インターネット・SNSの活用
- (4) 新聞・広報紙等の活用
- (5) 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- (6) 広報車両の利用
- (7) テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- (8) 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- (9) 学校教育の場の活用
- (10) その他

4 普及・啓発及び教育を要する事項

- (1) 根室市地域防災計画の概要
- (2) 災害に対する一般的知識
- (3) 災害の予防措置
 - ア 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
 - イ 防災の心得
 - ウ 火災予防の心得
 - エ 台風襲来時の家庭の保全方法
 - オ 船舶等の避難措置
 - カ その他
- (4) 災害の応急措置
 - ア 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - イ 災害の調査及び報告の要領、方法
 - ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - エ 災害時の心得
 - (ア) 家庭内、組織内の連絡体制
 - (イ) 気象情報の種別と対策
 - (ウ) 避難時の心得
 - (エ) 被災世帯の心得

- (5) 災害復旧措置
 - ア 応急措置
 - イ その他
- (6) その他必要な事項

5 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (3) 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- (4) 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- (5) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- (6) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心得等々の防災知識の普及に努める。

6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第3節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため次に掲げる訓練を実施するものとする。

- (1) 水防訓練
- (2) 土砂災害に係る避難訓練
- (3) 消防訓練
- (4) 救難救助訓練
- (5) 情報通信訓練
- (6) 非常召集訓練
- (7) 総合訓練
- (8) 防災図上訓練
- (9) その他災害に関する訓練

3 相互応援協定に基づく訓練

市、道及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を行うものとする。

4 民間団体等との連携

市、道及び防災関係機関等は防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

5 複合災害に対応した訓練の実施

防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実働訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第4節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

市、道及び関係機関は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

1 食料その他の物資の確保

- (1) 市は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、概ね発災から3日目までに必要な数量（住民持参分を除く）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。

[備蓄品の例]

食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク

飲料水…ペットボトル水

生活必需品…毛布、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用）

衛生用品…マスク、消毒液

燃料…ガソリン、灯油

その他…トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋

- (2) 市及び道は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

2 防災資機材の整備

市、道及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備拡充を図るとともに、市は、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具等の整備に努め、道及び関係機関は、市の整備の取組を支援し、補完する。

3 備蓄倉庫等の整備

市は、防災資機材倉庫の整備に努める。

第5節 相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、市、道及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害時に各主体が迅速かつ効果的に災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用にも努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるように努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

2 相互応援（受援）体制の整備

(1) 市

ア 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。

イ 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

ウ 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模災害時による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。

(2) 道

ア 国又は他の都府県への応援要請又は他都府県に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から国又は他の都府県と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。

イ 市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうとともに、市町村間の相互応援が円滑に進むよう、配慮するものとする。

(3) 消防機関

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むようあらかじめ体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。

(4) 防災関係機関等

あらかじめ、市、道その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

(1) 市及び道は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。

(2) 市、道及び防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

(3) 市及び道は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(4) 市及び道は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

(5) 道は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、道内において活動を行う災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や都道府県において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（北海道社会福祉協議会）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(6) 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第6節 自主防災組織等の育成等に関する計画

災害時には、有線電話の途絶・輻輳により防災関係機関の連絡が困難になり、あるいは道路、橋梁のき損による交通阻害又は火災等の二次災害が同時発生し、防災力が分散されるなど防災機関が行う災害応急対策は多くの制約を受けることが予想される。

特に要配慮者の安全確認、保護又は避難誘導等の避難対策は、震災などの緊急性を考慮すると、行政等の活動にも困難なものがあり、地域住民の積極的な協力、援助が不可欠となる。

このことを踏まえ、「自分達の地域は自分達が守る」という自主的防災意識の高揚の機会として、また、地域住民との連携による災害時の円滑な応急活動実施のため、町会等の組織を生かした自主防災組織づくり、育成を推進するための計画である。

1 地域住民による自主防災組織

市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行なわれるよう協力体制の確立を図る。

また、自主防災組織の普及のため、出前講座等をはじめとした啓発を行うとともに、自主防災組織のリーダー育成に努めるとともに、女性の参画に配慮し、女性リーダーの育成についても努めるものとする。

2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

3 自主防災組織の編成

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、既存の町内会組織を基本とした組織が適当であり、その組織の中での役割分担を明確にすることが必要である。

このため、基本的な組織編成として情報班、初期消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班等の編成が考えられる。(別記1「自主防災組織構成例」のとおり)

なお、組織の編成にあたっては、機動的な組織づくりを推進するものとする。

4 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会、研修会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

(ア) 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

(イ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

(ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

(エ) 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

(オ) 図上訓練

市の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点を見出し、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

オ 高齢者、障がい者等、避難行動要支援者の状況把握

(2) 非常時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

(ア) 連絡をとる防災関係機関

(イ) 防災関係機関との連絡のための手段

(ウ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

ウ 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、市等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

エ 避難の実施

市長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、町内会など地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

オ 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D oはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

カ 給食・救難物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、市等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

(3) 援護活動

高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を対象とした緊急通報システム導入による火災、急病等の平時緊急連絡体制が整備されているが、震災などの大規模災害時には、有線電話の途絶が想定されるため、避難行動要支援者の保護、安全確認については、市及び民生（児童）委員との連携による町会又は自主防災組織等の活動、協力を基本として実施する必要がある。

ア 住民の安全確認と保護

イ 医療手配などの応急的対応

ウ 避難誘導援護

5 推進方法

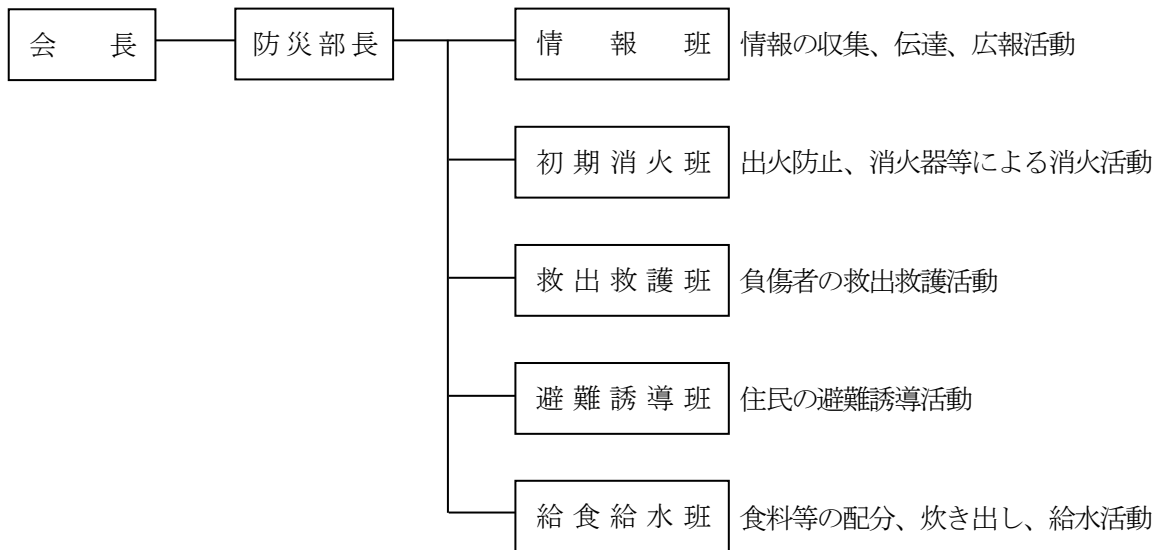
(1) 町会等の代表者に対し、自主防災組織の意義を説明し、十分な意見交換を行い、地域の実情に応じた組織の育成を指導するものとする。

なお、一般的な自主防災の組織、活動内容等については、基準等を定め指導する。

(2) 自主防災組織の育成及び活動の促進を図るため、市は組織整備に要する経費及び防災用資機材等の整備に要する経費等に対する助成制度等の確立を促進していくものとする。

別記1

自主防災組織構成例



第7節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

1 避難誘導體制の構築

- (1) 市は、大規模火災、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。
- (2) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- (3) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (4) 市及び道は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (5) 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
- (6) 市及び道は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ促すものとする。
- (7) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- (8) 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

2 指定緊急避難場所の確保等

(1) 市は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘察し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

ア 異常な現象の種類

崖崩れ・土石流・地滑り、高潮、地震、津波

イ 指定基準

(ア) 管理条件

居住者等に開放され、居住者等受入用部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動等により避難上の支障を生じさせないこと。

(イ) 立地条件

安全区域（異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危機が及ぶおそれがないと認められる土地の区域）にあること。（地震を除く。）

(ウ) 構造条件

- a 異常な現象によって生ずる水圧、波力、振動衝撃等が作用する力によって、損壊、転倒、滑動、沈下等を生じない構造であること。（地震除く）
- b 想定水位以上の高さに避難する居住者等を受け入れ部分があり、かつ、当該部分までの避難上有効な経路があること。（地震等を除く）

(エ) 地震を対象とする指定基準（立地条件、構造条件）

- a 当該場所又はその周辺に人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作等がないこと。
- b 施設の構造が「新耐震基準」に適合すること。

(2) 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や、地域住民等の関係者と調整を図る。

(3) 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。

(4) 市は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。

(5) 市長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

3 避難所の確保等

- (1) 市は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定一般避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- (2) 市は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。
- ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - イ 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
 - ウ 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
 - エ 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めていること。
- (3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (4) 市は、指定避難所の指定にあつては、次の事項について努めるものとする。
- ア 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておく。
 - イ 老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。
 - ウ 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
 - エ 市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
 - オ 市は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (5) 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。
- (6) 市は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
- (7) 市長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

4 待避所の確保等

- (1) 市は、指定避難所の基準に適合せず指定避難所として指定しない公共施設のうち、状況により必要に応

じて臨時的に開設する施設を待避所として指定する。

待避所とは、大雨、高潮、高波などで災害が小規模又は局地的な場合や、暴風雪、停電、火災発生時などの一時待避、又は指定避難所を補完する場合などに必要に応じて開設するものとし、また、避難指示等を発令した場合は状況に応じて臨時避難所として開設するものとする。

指定にあたっては、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、指定緊急避難場所の基準を準用して異常な現象の種類ごとに指定するものとする。

また、待避所については、災害の種別に応じて指定していることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

- (2) 待避所の管理者は、廃止、改築等により当該待避所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。
- (3) 市長は、当該待避所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、待避所の指定を取り消すものとする。

5 根室市における避難計画の策定等

(1) 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

市長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

また、道は市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

(2) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

市長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 根室市の避難計画

市は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

ア 避難指示等を発令する基準及び伝達方法

- イ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ウ 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）
- エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- オ 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - （ア）給水、給食措置
 - （イ）毛布、寝具等の支給
 - （ウ）衣料、日用必需品の支給
 - （エ）冷暖房及び発電機用燃料の確保
 - （オ）負傷者に対する応急救護
- カ 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項
 - （ア）避難中の秩序保持
 - （イ）住民の避難状況の把握
 - （ウ）避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - （エ）避難住民に対する各種相談業務
- キ 避難に関する広報
 - （ア）防災行政無線等による周知
 - （イ）緊急速報メールによる周知
 - （ウ）広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
 - （エ）避難誘導者による現地広報
 - （オ）住民組織を通じた広報

（4）被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への収容状況などの把握に支障が生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムの整備に努めるものとする。なお、個人情報の取扱いには十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

6 防災上重要な施設の管理等

- （1）学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。
 - ア 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）
 - イ 避難の経路
 - ウ 移送の方法
 - エ 時期及び誘導並びにその指示伝達方法
 - オ 保健、衛生及び給食等の実施方法
 - カ 暖房及び発電機の燃料確保の方法

(2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

7 公共用地等の有効活用への配慮

北海道財務局、市及び道は、相互に連携しつつ、指定緊急避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用を配慮するものとする。

8 指定緊急避難場所、指定避難所及び待避所一覧

【別冊】資料編の「指定緊急避難場所等一覧」のとおり。

第8節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害時における要配慮者の安全確保等については、本計画の定めるところによる。

1 安全対策

災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合がみられることから、市、道及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

(1) 市の対策

市は、防災担当部局と福祉担当部局をはじめとする関係部局との連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的な更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生（児童）委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

ア 要配慮者の把握

市は、要配慮者について、関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理し、あらかじめその実態を把握しておく。

また、市が把握していない情報で避難行動要支援者名簿の作成のため必要があるときは、北海道知事、その他の者に対して情報提供を求め、必要な情報の取得に努める。

イ 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

市は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものについて、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

(ア) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- a 要介護認定者 … 介護保険の要介護認定で、要介護3以上である者
- b 身体障がい者 … 身体障がい者手帳（1～2級）の交付を受けている者
- c 知的障がい者 … 療育手帳の交付を受け、程度区分がAである者
- d 精神障がい者 … 精神障がい者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている者
- e 疾病等により一時的に支援が必要な者
- f 75歳以上の一人暮らし又は75歳以上高齢者のみの世帯
- g 前5号のほか、要支援者として市長が認める者

(イ) 避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報

a 名簿作成に必要な個人情報

- (a) 氏名
- (b) 生年月日
- (c) 性別
- (d) 住所又は居所
- (e) 電話番号その他の連絡先
- (f) 避難支援等を必要とする事由
- (g) 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合又は平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、消防機関、警察、民生委員、地域医師会、介護関係団体、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、市社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

(ア) 避難支援等関係者となる者

- a 消防機関
- b 根室警察署
- c 民生委員・児童委員
- d 社会福祉協議会
- e 自主防災組織及び町内会
- f 前各号のほか、避難支援等関係者として市長が認める者

(イ) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

市は、名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう以下の項目について指導する。また、名簿は健康福祉部介護福祉課に備え、適正な情報管理を行う。

- a 自主防災組織及び町内会への名簿情報の提供は、当該避難行動要支援者を担当する地域に限り提供する。
- b 避難支援等関係者は、名簿を取り扱う者を限定し、名簿の提供を受けた際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する受領書を市長に提出しなければならない。
- c 避難支援等関係者は、施錠可能な場所に名簿を保管するなど、名簿情報漏えいの防止に必要な措置を講じ、適切に管理しなければならない。なお、万が一、名簿を紛失した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。
- d 市長の許可なく名簿情報を複製してはならない。
- e 名簿情報の提供を受けた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

エ 個別避難計画の作成

市は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害

時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、個別避難計画の作成に必要な個人情報は、避難行動要支援者名簿の作成に利用した個人情報のほか、次に掲げる事項とする。

- 一 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- 二 前項目のほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

オ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

カ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

キ 避難行動支援に係る地域防災力の向上

市は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

地区防災計画が定められている場合は、個別避難計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容が整理され、両計画の整合性が図られるとともに、訓練等で両計画の連動について実効性を確認すること。

ク 福祉避難所の指定

市は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

(2) 道の対策

道は、市及び社会福祉施設等の管理者と一体となって、広域的な観点に基づいた要配慮者の安全対策を行う。

ア 地域における安全体制の確保

災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするため、平常時か

ら要配慮者の実態を把握しておくとともに、関係団体、自主防災組織や住民による協力・連携の体制を確立しておくことが必要である。

このため、市に対し、要配慮者の具体的な避難方法について定めた個別避難計画の作成が促進されるよう、先行事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めていく。

イ 防災知識の普及・啓発

道は、要配慮者やその介護者に対して、災害時に際しとるべき行動などを、市と連携して「手引き」などによる啓発等を行うなど、災害時における要配慮者の安全確保に努めていく。

また、防災総合訓練などの実施に当たっては、道は、市等と協力して自主防災組織を中心とした要配慮者に対する避難訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努めていく。

ウ 指定福祉避難所の指定促進

災害時に要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、市における指定福祉避難所の指定促進を支援する。

エ 災害時施設間避難協定の締結促進

災害時に高齢者及び障がい者の適切な介護環境を確保するため、その利用する社会福祉施設等と同種若しくは類似の施設又はホテル等に避難先が確保できるよう、社会福祉施設等間における施設利用者の受入れに関する災害協定が締結されるよう指導に努める。

オ 避難行動要支援者等の要配慮者の情報提供

市の求めに応じて、道が保有する避難行動要支援者等の要配慮者の情報を提供する。

(3) 社会福祉施設の対策

ア 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めておくことが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料・飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

イ 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から市及び消防機関との連携の下に、施設相互並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

ウ 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、市及び消防機関の指導の下に緊急連絡体制を整える。

エ 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が地震災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

2 外国人に対する対策

市及び道は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- (4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第9節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画に定めるところによる。

市、道及び防災関係機関

- 1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立化する危険のある地域の被災者、帰宅困難者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、地域住民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。
- 2 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、市防災行政無線等の無線通信システムの整備を図るとともに、IP通信網、ケーブルテレビ網等の有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。
また、電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。
なお、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、国、道、市、消防本部等を通じた一体的な整備を図るものとする。
- 3 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。
なお、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。
- 4 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図るものとする。
- 5 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施すること。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。
- 6 市は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努めるものとする。
なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努めるものとする。

第10節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から建築物を防御するため必要な措置事項は、本計画の定めるところによる。

1 建築物防災の現状

市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、都市計画法では集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、準防火地域が指定されている。

2 予防対策

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造とするなど、不燃化対策を講ずる。

3 がけ地に近接する建築物の防災対策

市及び道は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第11節 消防計画

暴風、異常乾燥、津波及び地震による大規模な火災が発生し、又は発生するおそれのある場合において、消防機関が十分その機能を発揮するための組織、運営及び活動等については本計画の定めるところによる。

1 組織計画

(1) 平常時の組織機構

平常時における消防行政に係る事務を円滑かつ迅速に行うために消防本部、消防署、消防団をもって消防機関を組織する。

組織機構は別表1のとおり。(事務分掌は、別に定めるところによる。)

(2) 非常時の組織機構

非常災害時の消防機関の防除活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するための組織及び事務分掌は根室市消防計画に基づく消防体制をとるものとする。

(3) 非常時の定義

非常時とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- ア 火災警報が発令されたとき
- イ 震度5弱以上の地震が発生したとき
- ウ 大津波警報・津波警報が発令されたとき
- エ 根室市災害対策本部が設置されたとき

2 消防力の整備計画

この計画は、市の消防力を正しく把握し、消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)及び消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)等を準拠して、予想される災害の規模、態様等あらゆる災害事象に対応できる消防力の増強及び更新等の整備計画をたて実施するものとする。

現有消防施設状況は、別表2のとおり。

3 調査計画

調査計画は、災害が発生した場合、消防機関が適切に消防活動を行うことができるよう地理、水利、災害危険区域等について行う調査で、次の区分による。

(1) 警防調査

地形、地物、道路、橋、河川、建物、危険物施設、水利を要する地域及び施設等、その他の災害防除上注意を要する箇所について行う。

(2) 水利調査

消火活動に必要な消火栓、防火水槽、貯水池、プール、海等消防用水として使用可能なものについて調査し、状況の変化についても行う。

4 火災予防

災害を未然に防止するため、火災予防査察、住民の自主的予防及び協力体制の確立指導等、防火思想の普

及に努める。

(1) 予防査察

査察については、特殊防火対象物及びひとり暮らし高齢者世帯を含めた一般家庭に対し、予防査察、指導を計画的に実施して火災の未然防止を推進する。

(2) 防火思想の普及

ア 諸行事による普及

火災予防活動を実施するとともに、映画会、講演会の開催、防火チラシ及びポスター等の防火資料の配付を実施するなど、防火思想の普及徹底に努める。

イ 民間防火組織による普及

婦人、少年、幼年消防クラブの結成促進を図り、さらには地域住民による町会等自治組織及び危険物安全協会等を通じ積極的に防火思想の普及拡大に努める。

ウ 防火組織の育成、指導

各防火団体に対し、研修会、講習会、防火映画会の開催、通報、消火、避難訓練、応急手当などの指導等、防火組織の育成強化に努める。

エ 危険物の規制

危険物製造所等については、施設の位置構造及び設備等について定期的に立入検査を実施し、危険物の製造、貯蔵その他の取扱いについて指導するとともに、危険物安全協会を通じ防火、防災思想の向上とその対策を推進する。

(3) 建築確認の同意

消防法第7条に基づく建築物の同意に付随して不燃化促進、災害時の避難設備及び対策の推進を図る。

5 火災警報及び伝達計画

(1) 火災警報

市長は、消防法第22条第2項の規定により通報を受けたとき又は気象の状況が、火災の予防上危険であると認めるときは、根室市消防計画に基づき火災警報を発令することができる。

(2) 火災気象通報

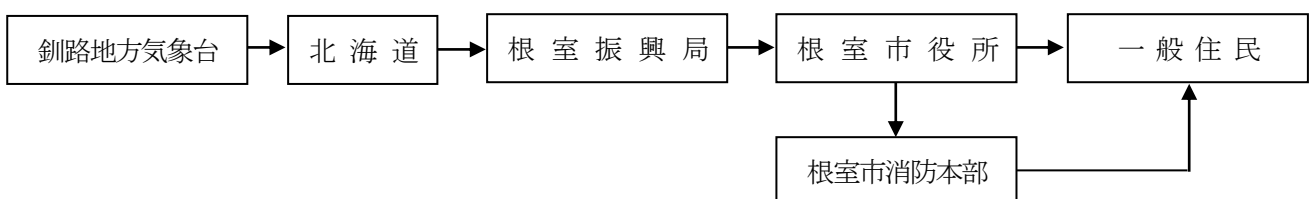
火災気象通報は、消防法第22条の規定に基づき釧路地方気象台から発表及び終了の通報が行われる。火災気象通報の通報基準及び通報伝達は次のとおりである。

ア 通報基準

実効湿度60%以下で最小湿度30%以下、若しくは、平均風速が陸上で12m/s(根室特別地域気象観測所、納沙布(アメダス)の観測値は15m/sを目安とする。)以上と予想される場合。

なお、平均風速が基準以上の予測であっても、降雨及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

イ 通報伝達



(3) 伝達及び周知方法

火災警報を発令した場合、次の施設及び器具を使用して市民に対して、非常時に伴う火災の予防、その他必要な事項について周知徹底を図る。

- ア 消防法施行規則第34条の規定に定めるサイレン、鐘、旗及び掲示板
- イ 広報車等及び防災行政無線（同報無線）

(4) 火災警報の解除は、平常の気象に復したとき又は風速は低下しないが、降雨等により火災危険が少なくなったと判断されるときに解除する。

6 火災警防

火災防除のため、おおむね次のとおり警防活動を行う。

(1) 消防職員、消防団員の招集

災害の規模に応じ、消防職員、消防団員を招集して消防隊を編成し消防力の強化を図る。

(2) 警備及び出動体制

災害の種別、規模及び発生場所により警備体制を強化するとともに状況に応じ、次により出動体制をとる。

ア 警戒出動

- (ア) ガス漏れ事故等のとき
- (イ) 危険物が漏洩したとき
- (ウ) 爆破予告等のあったとき
- (エ) 風水害のとき
- (オ) その他必要と認めるとき

イ 火災出動及び林野火災出動

火災の規模及び気象状況により、根室市消防計画に基づき出動を行う。

ウ 地震災害出動

地震災害から住民の生命、身体、財産を守るため、根室市消防本部地震災害消防計画に基づき出動を行う。

エ 救急、救助出動

人命救助を必要とする事故が発生したときは根室市消防計画に基づき出動を行う。

(3) 防衛活動

人員、機械及び施設を効果的に運用して災害の拡大防止に努める。

(4) 避難誘導

住民及び被災者等の避難誘導は、第4章第6節「避難対策計画」で指定する避難場所又は避難所に迅速かつ的確に避難させる。

(5) 救助及び救急活動

- ア 災害事故等による要救助者の救出及び傷病者に応急措置を施し、速やかに医療機関に搬送するため救助体制をとる。
- イ 市民に対する救急救命講習会開催など、応急手当の知識と技術の普及啓発を推進し、救命効果の一層の向上を図る。

(6) 現場広報活動

災害の状況、気象その他の情報を住民に周知し、二次災害の防止を図る。

7 応援協力

消防力の効果的運用を図り、災害拡大を防止するため、次によるほか関係機関との連絡調整を図り、相互に応援協力して防災活動を行う。

- (1) 北海道広域消防相互応援協定（平成3年2月13日締結）
- (2) 緊急消防援助隊要綱（平成7年10月30日施行）
- (3) 根室海上保安部との船舶消火に関する業務協定（昭和44年2月1日締結）

8 教育訓練

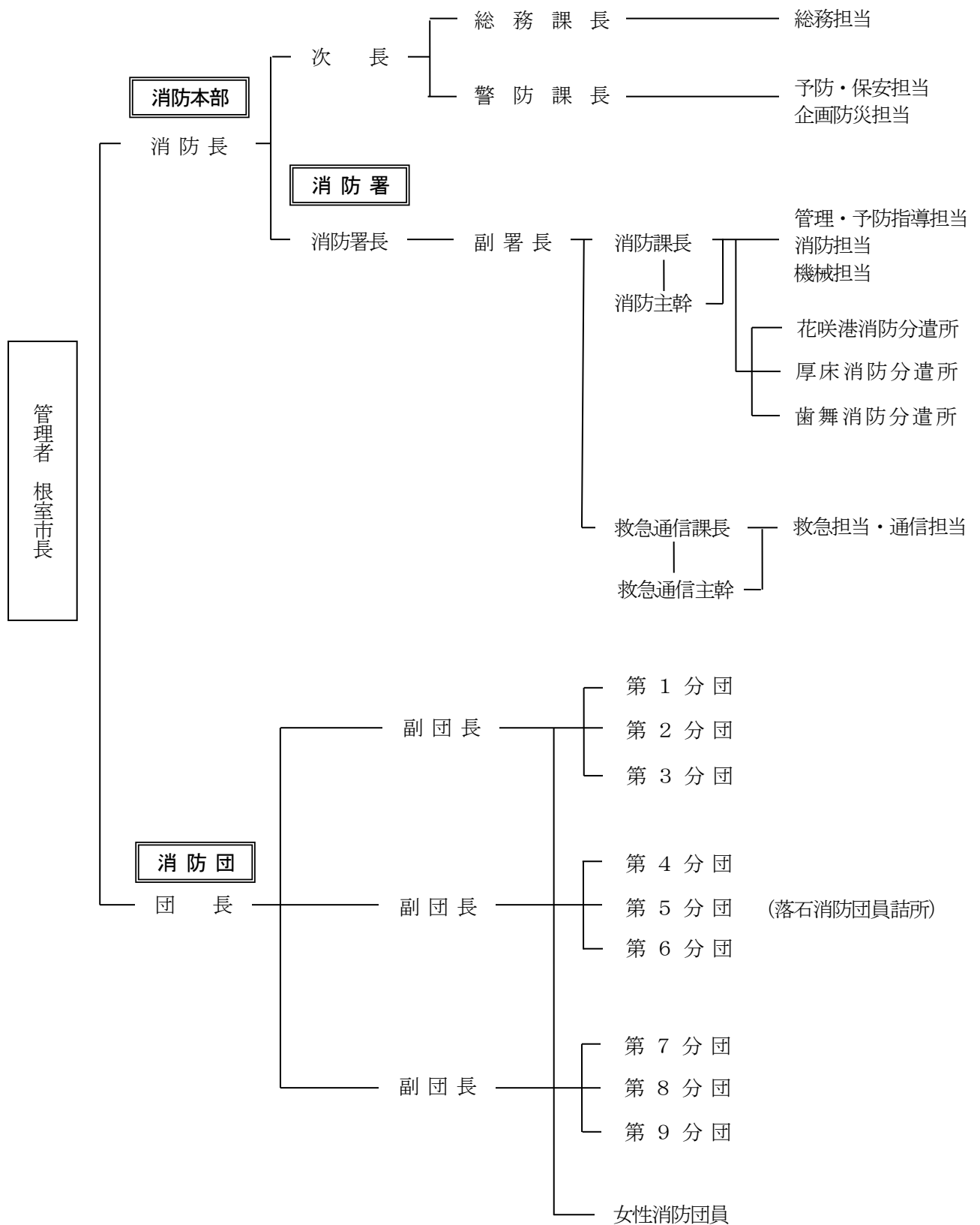
- (1) 消防職員、消防団員は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する重要な人的消防力であり、機械器具、水利施設等の物的消防力の充実強化とともに職員、団員の資質と能力の向上を図り、消防人としての人格の陶冶、学術、技能、気力の練成、規律を保持し、もって能率的な防災活動を推進できるよう、教育訓練を計画的に実施する。

9 その他

本節に定めるもののほか、消防計画について必要な事項は、根室市消防計画によることとする。

別表1

(1) 組織機構図



(2) 消防職員配置状況

(令和4年4月現在)

階級別 配置別	階級別						合 計
	司令長	司 令	司令補	士 長	副士長	消防士	
消防本部	1	3	6	9	1		20
消 防 署		6(1)	10(3)	14(9)	3(1)	18	51(13)
合 計	1	9(1)	16(3)	23(9)	3(1)	18	71(13)

※ () は兼務を示す。

(3) 消防団員現員配置状況

(令和4年度現在)

区 分	階級別	階級別							合 計
		団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	
団 本 部		1	3			1	2	3	10
市 街 地	第1分団			1	1	1	4	21	28
	第2分団			1	1	1	4	17	24
	第3分団			1	1	1	4	23	30
和 田 地 区	第4分団			1	1	1	4	27	34
	第5分団			1	1	1	4	27	34
	第6分団			1	1	2	4	36	44
鹵 舞 地 区	第7分団			1	1	1	4	31	38
	第8分団			1	1	1	4	32	39
	第9分団			1	1	1	4	32	39
合 計		1	3	9	9	11	38	249	320

別表2

消防施設の現状

(1) 消防機械

(令和4年4月現在)

車両等 所属		ポンプ自動車		小型動力 ポンプ	その他の車両		消防無線	
消防本部		水槽付消防ポンプ自動車	4		救助工作車	1	基地	1
		化学消防車	1		救急車	3	車載型	15
					指揮車	1	携帯	19
							卓上型	1
消防署		屈折はしご付消防ポンプ自動車	1		広報車等	4	可搬型	1
小 計			6			9		37
市 街 地	第1分団	消防ポンプ自動車	1	1			車載型	1
							携帯	1
	第2分団	消防ポンプ自動車	1	1			車載型	1
							携帯	2
和 田 地 区	第3分団	水槽付消防ポンプ自動車	1	1			車載型	1
							可搬型	1
							携帯	1
第4分団				3				
	第5分団	消防ポンプ自動車	1	2			基地	1
							車載型	1
							携帯	1
第6分団							卓上型	1
	第7分団	水槽付消防ポンプ自動車	1	2			車載型	1
							携帯	1
齒 舞 地 区	第8分団			2				
	第9分団	水槽付消防ポンプ自動車	1	1			基地	1
							車載型	1
							携帯	1
合 計		消防ポンプ自動車	3				基地	3
		水槽付消防ポンプ自動車	7				車載型	21
		化学車	1	16		9	携帯	26
		屈折はしご付消防ポンプ自動車	1				卓上型	2
							可搬型	2

(2) 水利施設

(令和4年4月現在)

区 分 地 区		内 訳				
		消 火 栓		防 火 水 槽		
		公 設	私 設	40 m ³ 以上	基 準 外	
					40 m ³ 未満	井 戸
市 街 地		289	9	51		
そ の 他 の 地 域	桂 木	3				
	月 岡 町 2 丁 目	1	1			
	穂 香	2	1			
	牧 の 内		1			
	花 咲 港	26	5	2	1	
	幌 茂 尻			2		
	温 根 沼			3	2	
	東 梅			3		
	長 節			3		
	昆 布 盛			3	1	
	浜 松			3	1	
	落 石	12		4	3	
	別 当 賀			1		1
	厚 床	2		4	1	
	友 知	9		1	1	
	双 沖	5				
	齒 舞	20		2	1	
	瑠 瑠 瑠	14		1	2	
	納 沙 布	2		1		
温 根 元	2		2			
西 和 田	—	—	—	1	—	
合 計		387	17	86	14	1

第12節 風害予防計画

風による公共施設、漁業施設、農耕地、農作物、住家等の災害を予防については、本計画に定めるところによる。

1 予防対策

市は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

- (1) 学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。
- (2) 家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて市は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第13節 雪害対策計画

異常降雪等により予想される暴風雪等の災害時における防災関係機関の業務については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

除雪路線は、次の区分により実施分担する。

- (1) 国道路線の除雪は、釧路開発建設部が行う。
- (2) 道道路線の除雪は、釧路総合振興局釧路建設管理部が行う。
- (3) 市道路線の除雪は、市（建設水道部都市整備課）が行う。
- (4) 道路除雪作業基準

道路除雪に係る各機関の除雪作業基準は、次のとおりとする。

ア 国道路線（釧路開発建設部）

除 雪 目 標
昼夜の別なく除雪を実施し、常時交通を確保する。

イ 道道路線（釧路総合振興局釧路建設管理部）

種 別	日交通量のおよそ の標準（台／日）	除 雪 目 標
第 1 種	1000 以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。異常降雪時において、降雪後約5日以内に2車線確保を図る。
第 2 種	1000～500	2車線確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。異常降雪時には約10日以内に2車線又は1斜線の確保を図る。
第 3 種	500 以下	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。

※ 上記で定める基準に達した場合のほか、気象状況及び道路状況等を総合判断して、必要が認められるときは作業を実施する。

ウ 市道路線（根室市）

種 類	標 準 交 通 量	除 雪 目 標
第 1 種	主として、1・2級の主要幹線及びバス路線であって、交通量の多い市道	2車線以上の所定幅員の確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。
第 2 種	主として、2級市道（主要幹線を除く）及び通勤・通学・防火の必要な路線であって、交通量が多い市道	2車線以上の幅員確保を原則とし、降雪終了後交通を確保する。異常降雪時には、極力1車線確保を図る。
第 3 種	農道、林道その他公道及び大衆が利用する私道で除雪車の作業が容易である路線	2車線幅員確保を原則とし、降雪終了後交通を確保する。状況によっては、1車線幅員で待避所を設ける。異常気象時には、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。
歩 道 除 雪	主として、第1種除雪路線の歩道、通勤・通学及び生活道路などの主要歩道路線	所定の幅員を確保する。 異常気象時は、降雪終了後速やかに支障のない幅員を確保する。

※ 市における除雪出動基準

<p>(1) ほぼ連続した降雪があり、新たな積雪が10cm以上になったとき</p> <p>(2) 前項に定める基準のほか、気象情報・路面状況・降雪強度等を総合的に判断し、概ね次のような場合のとき</p> <p>①今後の降雪により、積雪が10cmを超えることが予想される場合</p> <p>②風雪により、路面に吹き溜まりが著しい場合</p> <p>③暖気、降雨等によりわだちができ、路面状況が悪い場合</p> <p>④その他、特に必要と認めた場合</p>

作業時間は、午前4時00分～午後7時00分を原則とし、以後の夜間除雪は、行わないものとするが気象状況によっては臨機に対応する。但し、悪天候の場合は、見合わせる。

なお、夜間まで降雪、地吹雪が続く場合、火災、救急患者移送等緊急時に対応するため高速除雪車1台を消防本部に待機させ、必要に応じその都度出動するものとする。

2 積雪時における消防対策

消防職団員は、円滑なる消防活動ができ得よう積雪に対しては十分配慮し、市内の消防水利の万全を期するものとする。

3 排雪

市における排雪の伴う雪捨場を次のとおり設定するものとする。

4 雪捨場の指定状況

指定場所 光洋町雪捨場（光洋町4-42-1）

5 孤立予想地域に対する対策

積雪等により交通が途絶した地域において、食料等が不足した場合又は急患が発生した場合等には、関係機関に協力を要請し雪上車等により輸送又は患者の収容、医師の派遣を行うものとする。

第14節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害については、水防計画に定めるほか本計画の定めによるものとする。

1 気象情報等の把握

市は、融雪期においては釧路地方気象台等関係機関と緊密な連絡をとり、市内における積雪状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に務めるものとする。

2 重要水防区域等の警戒

重要水防区域及び地滑り、崖崩れ等が予想される地域、箇所を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため次により万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 市（建設水道部都市整備課）及び消防機関は、住民等の協力を得て既往の被害箇所その他水防危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。
- (2) 市（建設水道部都市整備課）は、関係機関と緊密な連絡をとり危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。
- (3) 市（建設水道部都市整備課）は、雪崩、積雪、除雪及び結氷等により河道等が著しく狭められ被害発生が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に務め、流下能力の確保を図るものとする。

3 道路の除雪等

道路管理者は、雪崩、積雪、結氷、滞留水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に務めるとともに、雨水桝周辺の砕氷、除雪等を行い排水確保に努め道路の効率的な活用を図るものとする。

4 下水道の点検

融雪出水前に公共下水道の整備を図り、また下水道内の清掃等を行い、流下能力の確保を図るとともに、樋門、樋管等の操作点検を実施するものとする。

5 水防資機材の整備、点検

市及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的にするため、融雪出水前に水防資機材の整備点検を行うとともに、資機材調達先業者とも十分な打合せを行い、緊急時に対処するため資機材の効率的な活用を図るものとする。

6 水防思想の普及徹底

市及び河川管理者は、融雪出水に対し住民の十分な協力が得られるよう水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第15節 高波・高潮災害予防計画

近年、冬季（主に12月～3月）において、非常に発達した低気圧が根室市の南岸を通過することが多く、平成26年12月には、低気圧の接近による急激な潮位の上昇と高波により、沿岸広域に浸水被害が発生している。

高波・高潮による災害は、ひとたび発生すると大きな被害をもたらす危険性が高く、海岸域の堤防や護岸整備を推進するとともに、低気圧接近時における気象概況、潮位等の情報収集をはじめ、情報伝達体制、警戒避難対策の事前措置の推進が必要である。

高波、高潮による災害の予防については、本計画に定めるところによる。

1 気象情報等の把握

市は、発達した低気圧等が接近すると予測される際には、釧路地方气象台等関係機関と緊密な連絡をとり、低気圧等の経路や発達状況、潮位予測等、気象情報の把握に努めるものとする。

2 予防対策

(1) 根室市

ア 高潮特別警報・高潮警報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メールサービスを含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、高波、高潮、津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。

イ 住民に対し、高波、高潮、津波等危険区域の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

ウ 高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

(2) 北海道開発局、北海道、港湾管理者

高波、高潮による災害予防施設として、耐波性能の照査や既存施設の補強を含む防潮堤、防潮護岸等の海岸保全施設事業を推進するとともに、港湾における水害リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するものとする。

また、防潮扉、水門等管理者は適切に管理をするとともに、高波、高潮発生時における迅速、的確な開閉に万全を期するものとする。

(3) 北海道

高波、高潮の河川への遡上防止や、背後地への浸水等の災害予防施設として、防潮堤防、防潮水門等の河川事業を推進するものとする。

また、高潮時の避難や浸水による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間を公表するとともに、市長に通知するものとする。

(4) 港湾管理者及び漁港管理者

高波、高潮による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を推進するものとする。

3 潮位監視体制の整備

低気圧等の接近により、高波、高潮被害が予想される場合においては、潮位の状況を把握するため、市をはじめ、北海道や港湾管理者は、あらかじめ監視場所を設定するなど、潮位監視体制の整備に努めるものとする。

第16節 土砂災害予防計画

市区域において発生するおそれのある土砂災害に関する予防計画は、本計画の定めるところによる。

1 現況

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(令和5年4月1日現在)

自然現象の種類	土砂災害危険箇所	土砂災害警戒区域	
		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	72	72	70
土石流	13	4	0
箇所数 計	85	76	70

※ 詳細は、【別冊】資料編「土砂災害（特別）警戒区域」のとおり

※ 指定状況、位置情報については、以下のホームページから確認することができる。

(北海道土砂災害警戒情報システム・土砂災害警戒区域等の指定状況)

<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/> (HP版)

<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/sp/> (スマートフォン版)

(2) 山地災害危険地区

(令和5年4月1日現在)

区分	山腹崩壊危険地区	地すべり危険地区	崩壊土砂流出危険地区
山地災害危険地区	24	0	11

※ 詳細は、【別冊】資料編「山地災害危険地区」のとおり

※ 位置情報については、以下のホームページから確認することができる。

(北海道(民有林)の山地災害危険地区)

<https://hkd-tsn-kikenchiku.jp/>

(北海道(国有林)の山地災害危険地区)

<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/tisan/kikentiiki/index.html>

2 予防対策

- (1) 市及び道は、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や住民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。
- (2) 市は、土砂災害警戒情報等と連携した避難指示等の発令基準、警戒区域等、避難指示等の発令対象区域、情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援、住民の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。
- (3) 警戒区域等の指定があったときは、市は、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
 - イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
 - エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
 - オ 救助に関する事項
 - カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- (4) 市は、市地域防災計画において、前項エに掲げる事項を定めるときは、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。
- (5) 市は、市地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。
- (6) 市は、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とする。
- (7) 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設
土砂災害警戒区域に所在する防災上の配慮を要する者が利用する施設（避難促進施設）については、次のとおり。
なお、当該施設の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（避難確保計画）を作成するとともに、訓練の実施結果を市に報告しなければならない。

(令和5年4月1日現在)

No.	施設区分	名称	所在地
1	障害児通所支援事業の用に供する施設	根室市児童デイサービスセンター「ひだまり」	根室市花園町7丁目5番地

3 形態別予防計画

(1) 崖崩れ防止対策

ア 急傾斜地崩壊(崖崩れ)防止対策

土地の高度利用と開発に伴い、崖崩れ災害が多発する傾向にあり、当該災害が発生すると一次的被害で

は住家、農耕地等が被災し、また二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害等の発生につながることから次のとおり予防対策を実施するものとする。

(ア) 市長は、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

(イ) 危険区域の住民に対し、土砂災害警戒区域及び急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、にごり水）の報告や住民自らによる防災対策（不安定な土壌又は浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発等を図るものとする。

(ウ) 区域一覧 【別冊】資料編「急傾斜地崩壊危険区域」のとおり

イ 山腹崩壊防止対策

市は、住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

(2) 土石流予防対策

ア 市長は、住民に対し、土砂災害警戒区域及び土石流危険渓流の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

イ 市は、危険区域の住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

ウ 区域一覧 【別冊】資料編「土石流危険渓流」のとおり

4 災害応急対策

(1) 情報の収集及び伝達方法

ア 気象注意報等の把握

関係機関へ伝達を要する気象注意報等の種類は、次のとおりとする。

注意報 ～ 大雨注意報、洪水注意報、なだれ注意報

警 報 ～ 大雨警報、洪水警報

特別警報 ～ 大雨特別警報

イ 伝達方法

気象注意報等及び各種情報の伝達は、電話又は口頭等により行うものとするが、緊急を要する場合は、広報車及び同報無線等も併用し、実施するものとする。（伝達経路は別表1、主な伝達先は別表2のとおりとする。）

(2) 警戒体制

ア 市における警戒体制は、第2章第3節「非常配備体制」の定めによるものとする。

イ 警戒巡視員による危険区域の巡視及び警戒

(ア) 市長は、危険区域毎に都市整備班員を警戒巡視員に任命し、降雨気象警報発令又は必要に応じて当該危険区域の巡視を命じ、必要事項を報告させるものとする。

(イ) 警戒巡視員は、次の事項を報告するものとする。

- a 表層の状況
- b 地表水の状況
- c 湧水の状況
- d 亀裂の状況

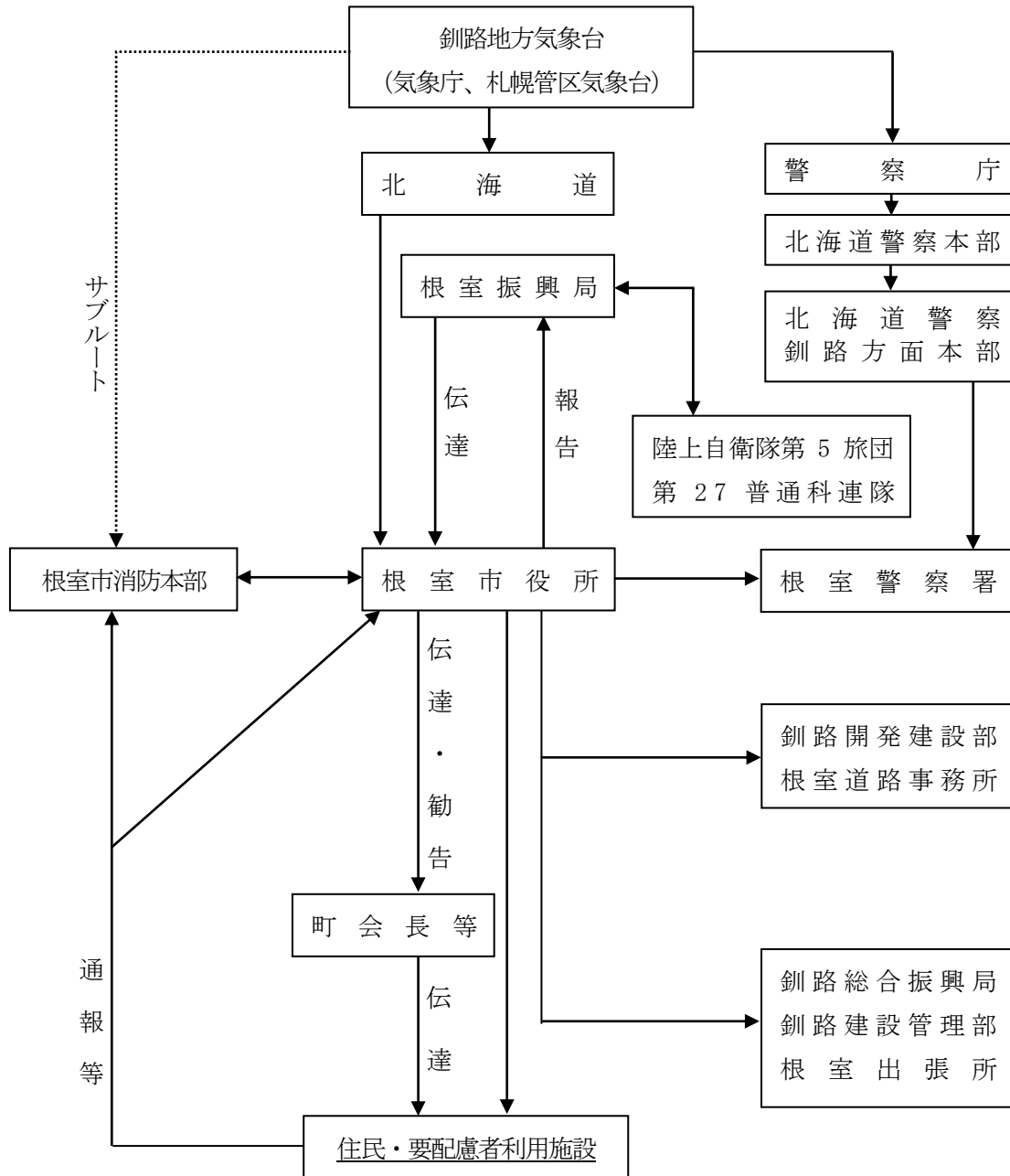
e 樹木等の状況

(3) 避難救助

市長は、当該地域に崩壊等の危険性があると認めるときは、第4章第6節「避難対策計画」の定めにより、当該地域住民に警告し、避難のため立退きを指示するとともに関係機関に通知し、避難誘導、治安維持等の協力を得るものとする。

別表1

伝達経路



別表2

土砂災害対策機関連絡先一覧

機 関 名	住 所	電話番号	備 考
釧路開発建設部根室道路事務所	敷島町1-5	24-4188	
釧路地方気象台	釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎9階	0154-31-5146 0154-31-5110	(夜間・休日) ※ホットライン
根室振興局	常盤町3-28	24-0257	
釧路総合振興局釧路建設管理部 根室出張所	宝林町4-287	23-6391	
根室警察署	弥栄町1-17	24-0110	
根室市役所	常盤町2-27	23-6111	
根室市消防本部(署)	大正町1-30	24-3164	
根室市消防署花咲港消防分遣所	花咲港366-5	25-8550	
花園町地区			町会長へ連絡
西浜町地区			町会長へ連絡
花咲港地区			町会長へ連絡
浜松地区			町会長へ連絡
落石地区			町会長へ連絡
友知地区			町会長へ連絡
根室市児童デイサービスセンター 「ひだまり」	花園町7-5	24-7588	

第17節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において地震災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や指定緊急避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このことから、積雪・寒冷対策の推進による災害の軽減に関する計画は、次のとおりである。

1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、市、道及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実行ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

2 交通の確保

(1) 道路交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、道路管理者は、除排雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた多面的な道路交通確保対策を推進する。

ア 除排雪体制の強化

(ア) 道路管理者は、一般国道、道道、市道の除排雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

(イ) 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

(ア) 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

(イ) 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、防雪施設の整備を促進する。

(2) 航空輸送の確保

防災関係機関は、災害による道路交通のマヒにより、孤立する集落の発生が予測されることから、ヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

ア 緊急ヘリポートの確保

孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

3 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

市は住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の総合扶助体制の確立を図る。

(2) 積雪期における指定避難所、避難路の確保

市及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。

(3) 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等

市、道及び防災関係機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。

4 寒冷対策の推進

(1) 被災者及び避難者対策

ア 根室市

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

イ 北海道

道は、市における発電機等の整備に係る支援のほか、民間事業者との協定締結など、災害時に速やかな支援が行える体制の整備に努める。

(2) 避難所対策

市は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料など、積雪期を想定した備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

第18節 複合災害に関する計画

市、道をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

1 予防対策

- (1) 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- (2) 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実働訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請についての計画・マニュアル等の充実を努めるものとする。
- (3) 市及び道は、複合災害時における市民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

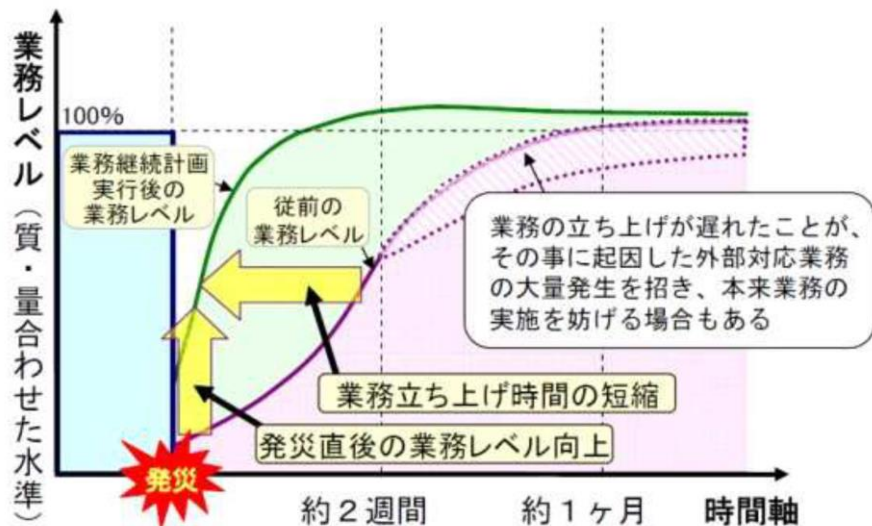
第19節 業務継続計画の策定

市は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。に努めるものとする。

1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に市及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

<業務継続計画の作成による業務改善のイメージ>



(出典：北海道地域防災計画)

2 業務継続計画（BCP）の策定

(1) 根室市

市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

(2) 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

また、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市等と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

市は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備に努めるものとする。